国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

(昭和二十五年法律第百七十九号)

*(*)

部を次の

ように改正する。

第一

条

第四条第一項の表を次のように改める。

	五千	五千	三千	三千	二千	二 千	千人	千人	五. 百		E.	挙人の数	区の選	投票
人未	人以	人未	人以	人未	人以	人未	以以	未	人以	)	人 卡	の数	/	少 / 区 市 町 村
	上	満	上	満	上	満	上	満	上		哉	<u></u>	票	村村
二六九九		_ 	1 1 1 1		<u>-</u>	- +	- L  -	_ []	- - -		1 1114	긔	乙	
二六九、六六九		( ) †			; _ _ _	т Э Н	i i	- -		- - -		E	1	. 区
四二		- - - -	=======================================	= = =		  +	11111	- - -	<u>-</u>		11115	Þ	<b>k</b>	
	)	= _ _ _ +		= = = - - -	),	] ( E E		- - - - - -	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1		一 丘 <u>八円</u>	F	1	
二六				_ 	_ L	- <i>J</i>	_			-	_	긔	Ž.	
二六一、三二六		- - -		ナーナー	· ;	Ξ Ξ Ξ		- - - - - - - - - - -	111. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	] = - -		E	3	,市
 匹 八	]	= 7		=	=		Ξ.		-	-	_ 'L	Þ	<b>k</b>	113
四八〇、四〇六		- - - - - - - -		三 三 三 三 元	E, );;	3 J	٠ ( )	С Д		7 1 1	九 六 九 四 門 円	E	1	
二五五				- -{	-	ープ	-		-	-	_	긔	Ĺ	町
二五二、七六五		Д Е		tナ ナノニ	ւ ւ 	- = -	- · - = ·	- - - - -	) L 	] = - 7		E	3	
匹力	]	- - -		=======================================	<u></u>		=======================================		-	_ 	_ 'L	Þ	<b>k</b>	
四九三、七五三		- - - 1		三 王 王 四 プ		四 月 ナ	ミーロ、ロノヤ			) J U	九 大 九 5 1 1 1 1 1 1 1	F	1	村

万五千人未満	一 万 人 未 満	五千人未満	三千人未満	二千人未満	千 人 未 満	五百人未満	挙人の数 目	投票区市町村	<sup>紀四</sup> 条第二項	二万人以上	二 万 人 未 満	万五千人未満
一一七、五九二	八五、一二〇	七一、九五八	七一、九五八	七一、九五八	五八、七九六	四七、九七二円	平日	区	第四条第二項の表を次のように改める。	三七四、四八四	三五一、二九一	三二、〇六五
三三六、六七二	二三八、四七六	二〇三、四〇六	二〇三、四〇六	二〇三、四〇六	一六八、三三六	一三五、六〇四円	休日		うに改める。	六五九、二八八	五九二、二七九	五三一、一四五
国沙〇、〇円	一一七、五九二	八二、七八二	七一、九五八	七一、九五八	四七、九七二	四七、九七二円	平日	市		三六三、三六〇	三四〇、一六七	三〇三、七二二
四三四、八六八	三三六、六七二	二三六、一三八	二〇三、四〇六	二〇三、四〇六	一三五、六〇四	一三五、六〇四円	休日	113		七三五、七九六	六六八、七八七	五八八、五二六
一五〇、〇六四	一二八、四一六	九三、六〇六	九三、六〇六	八二、七八二	五八、七九六	四七、九七二円	平日	町		三四七、五四三	三二四、三五一	二八九、五六二
四三四、八六八	三六九、四〇四	二六八、八七〇	二六八、八七〇	二三六、一三八	一六八、三三六	一三五、六〇四円	休日	村		七四一、八八七	六七四、八七九	五七四、三六六

三九、二二二	三六、四五四	三七、七九一	三五、一九六	三二、〇六七	三〇、一六四	二 万 人 未 満
三二、二〇八	二九、九五九	三二、二〇八	二九、九五九	二七、九一五	二六、一八五	一万五千人未満
二六、六二五	二四、七二二	二五、一九四	二三、四六四	二〇、九〇一	一九、六九〇	一 万 人 未 満
一九、六一一	一八、二二七	一八、一八〇	一六、九六九	一八、五六三	一七、五二五	五千人未満
一八、七〇四	1七、三二〇	一五、八四二	一四、八〇四	一七、六五六	一六、六一八	三千人未満
一六、三六六	一五、一五五	一五、八四二	一四、八〇四	一六、七四九	一五、七一一	二千 人 未 満
一一、六九〇	一〇、八二五	一〇、二五九	九、五六七	一三、五〇四	一二、六三九	五百人以上
九、三五二円	八、六六〇円	九、 三 五 二 円	八、六六〇円	一一、一六六	一〇、四七四円	五百人未満
休日	平日	休日	平日	休日	平日	革人の数 平日
村	町		市		区	投票区市町村
				らに改める。	第四条第三項の表を次のように改める。	第四条第三
五九八、五二八		五六五、七九六	一九三、三六〇	四三四、八六八	一五〇、〇六四	二 万 人 以 上
五三三、〇六四	一八二、五三六	五〇〇、三三二	141、4111	三六九、四〇四	一二八、四一六	二 万 人 未 満

万 人 以 上

三四、

四 九 四

三六、七四三

三九、

五二六

四六七

四○、

七八四

八九八

第四条第四項	第四条第四項の表を次のように改める。	らに改める。				
投票区市町村	K		市	112	町	村
びの選 型 票	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二 二 二
五百人以上	10、八二五	一一、六九〇	八、六六〇	九、三五二	一〇、八二五	一一、六九〇
二千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一二、九九〇	一四、〇二八	一 五、 一 五 五	一六、三六六
三千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一二、九九〇	四"〇二六	一七、三二〇	一八、七〇四
五千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一五、一五五	一六、三六六	一七、三二〇	一八、七〇四
五千人以上	一五、一五五	一六、三六六	二一、六五〇	二三、三八〇	二三、八一五	二五、七一八
一万五千人未満	二一、六五〇	二三、三人〇	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万人未満一万五千人以上	二三、八一五	二五、七一八	三二、四七五	三五、〇七〇	三四、六四〇	三七、四〇八
二万人以上	二八、一四五	三〇、三九四	三六、八〇五	三九、七四六	三八、九七〇	四 二、 〇 八 四

第四条第五項の表を次のように改める。

七二七、三七五		七二、二八四	三四八、八四八	六四四、七七六	三五九、九七二	二 万 人 以 上
六六〇、三六七	三〇九、八三九	六五四、二七五	三二五、六五五	五七七、七六七	三三六、七七九	二 万 人 未 満
五五九、八五四	二七五、〇五〇	五七四、〇一四	二八九、二一〇	五一六、六三三	二九七、五五三	一万五千人未満
四七九、二四一	二三八、二五三	四六五、八九四	二四六、八一回	四〇八、五一三	二五五、一五七	一 万 人 未 満
三六九、〇二七	一九三、七六三	三五六、五六〇	11011, 1108	三六四、六四三	二三三、一九五	五千人未満
三四七、九九〇	一七二、七二六	三一五、八〇〇	一八四、三五二		二一一、五六二	三千人未満
1104,11110	一五三、八七四	三〇八、五四四	一七七、〇九六	三二、一四九	一九〇、七〇一	二千人未満上
二二三、一九六	一一三、六五六	二〇三、六四九	一一六、〇一七	二四九、九八六	一回〇、四四六	五百人以上
一八九、六九二	一〇二、〇六〇	一八九、六九二	10二、0六0	二一六、九〇二円	一二九、二七〇円	五百人未満
休日	平日	休日	平日	休日	平日	びの選 オード ファイン 第一日 アイス
村	町		市		区	投票区市町村

第四条第六項の表を次のように改める。

	投票区市町村区	第四条第七項の表を次のように改める。
_	市	
-	町	
-	村	

五九八、五二八	二〇四、一八四	五六五、七九六	一九三、三六〇	园三园、八六八	一五〇、〇六四	二 万 人 以 上
五三三、〇六四	一八二、五三六	五〇〇、三三二	一七一、七一二	三六九、四〇四	一二八、四一六	二 万 人 未 満
四三四、八六八	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一五〇、〇六四	三三六、六七二	一一七、五九二	一万五千人未満
三六九、四〇四	一二八、四一六	三三六、六七二	一一七、五九二	二三八、四七六	八五、一二〇	<ul><li>五 千 人 以 未 満</li></ul>
二六八、八七〇	九三、六〇六	二三六、一三八	八二、七八二	110川、閏0六	七一、九五八	五千人未満
二六八、八七〇	九三、六〇六	二〇三、四〇六	七一、九五八	110川、閏0六	七一、九五八	三千人未満
二三六、一三八	八二、七八二	二〇三、圓〇六	七一、九五八	110川、国0长	七一、九五八	二千人未満
一六八、三三六	五八、七九六	一三五、六〇四	四七、九七二	一六八、三三六	五八、七九六	五百人以上
一三五、六〇四円	四七、九七二	一三五、六〇四	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	五百人未満
休日	平日	休日	平日	休日	平日	が 至の選 関 の選 関 の 関 の 関 の 関 の は の は の は の は の は の は の
村	町		市		区	投票区市町村

区の選 オ 票	投票区市町村
平	
Ħ	区
休	
日	
平	
目	市
休	
目	
平	町
目	
休	
日	村

第四条第八項の表を次のように改める。

二万人以上	二 万 人 未 満	一万五千人未満	一 万 人 未 満	五千人未満	三千人未満	二千人未満	五百人以上	五百人未満	革人の数 界 日
三四、四九四	三〇、一六四	二六、一八五	一九、六九〇	一七、五二五	一六、六一八	一五、七一一	一二、六三九	一〇、四七四	平目
三六、七四三	三二、〇六七	二七、九一五	二〇、九〇一	一八、五六三	一七、六五六	一六、七四九	一三、五〇四	一一、一六六	休日
三九、五二六	三五、一九六	二九、九五九	二三、四六四	一六、九六九	一四、八〇四	一四、八〇四	九、五六七	八、六六〇円	平
四二、四六七	三七、七九一	三二、二〇八	二五、一九四	一八、一八〇	一五、八四二	一五、八四二	一〇、二五九	九、三五二円	休日
四〇、七八四	三六、四五四	二九、九五九	二四、七二二	一八、二二七	一七、三二〇	一五、一五五	一〇、八二五	八、六六〇円	平日
四三、八九八	三九、二二二	三二、二〇八	二六、六二五	一九、六一一	一八、七〇四	一六、三六六	一一、六九〇	九、三五二円	休日

四二、〇八四	三八、九七〇	三九、七四六	三六、八〇五	三〇、三九四	二八、一四五	二万人以上
三七、四〇八	三四、六四〇	三五、〇七〇	三二、四七五	二五、七一八	二三、八一五	二 万 人 未 満一万五千人以上
三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	二三、三八〇	二一、六五〇	一万五千人未満
二五、七一八	二三、八一五	二三、三八〇	二一、六五〇	一六、三六六	一五、一五五	一 万 人 未 満
一八、七〇四	1七、三二〇	一六、三六六	一五、一五五	一四、〇二八	一二、九九〇	五千人未満
一八、七〇四	一七、三二〇	一四、〇二八	一二、九九〇	一四、〇二八	一二、九九〇	三千人未満
一大、三六六	一五、一五五	一四、〇二八	一二、九九〇	一四、〇二八	一二、九九〇	二千人未満
一一、六九〇	一〇、八二五	九、三五二	八、六六〇	一一、六九〇	一〇、八二五	五百人以上
九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	五百人未満

第四条第九項第一号中「五万八千九百七十八円」を「五万八千十六円」に改め、 同項第二号中「六万千

十九円」に改め、 九百七十一円」を「六万九百六十円」に改め、同条第十項第一号中「六万二百十円」を「五万九千二百二 同項第二号中「六万三千二百三円」を「六万二千百七十三円」に改め、 同条第十二項中

「九百三十五円」を「千二十六円」に改め、同項ただし書中「千八百七十円」を「二千五十二円」に、「

千六百四十六円」を「千八百六円」に、「千五百九十九円」を「千七百五十四円」に、「千二百九十円」 を「千四百十六円」に改め、同条第十三項の表を次のように改める。

七、六三三	七、二二三	七、六三三	七、二二三	二万人以上
六、七九三	六、三七三	六、七九三	六、三七三	二 万 人 未 満一万五千人以上
五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三	一万五千人未満
四、六九三	四、二七三	四、六九三	四、二七二	一 万 人 未 満
三、四三三	111, 0 1 111		111, 01111	五千人未満
二、四三三	二、五九三		二、五九三	三千人未満
111, 0   111	二、五九三	111, 01111	二、五九三	二千人未満
二、一七三	一、七五三	二、一七三	一、七五三	千 人 未 満
一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円	五百人未満
町	店市	町	店市	挙人の数 町村
員選挙	参議院議	員選挙	衆議院議	投票選挙

借 料 第四 条 を 第十 当 -四項中 該 建 物 0) こ 借料」 おいては」 に 改め、 を 同 っに 条第十六項を同 は」に改 め、 条第十七 同条第十五項中 項とし、 「においては」 同 · 条第· 十五 項 を  $\mathcal{O}$ 次 っに に 次 は」に、 ハ の 一 項 を

16 市 区 町 村  $\mathcal{O}$ 選 挙管 理 委員 会が 選 挙 人 に 対す る投票所ま で 0 交通 手段  $\mathcal{O}$ 提 供 に 0 7 て 費用 を要し た場合

加える。

に は 当該 費 用 とし 7 総 務 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 額 を 加算 す Ź。

第四 条 か 二 一第二項· 中 「前 項  $\mathcal{O}$ 及び 「で 市 区 町 村 0 支所、 出張 所そ の他の総務大臣 が定める場 所 設 け

料 5 れ を るも 「当該 *(*) を削 建 物 り、  $\mathcal{O}$ 借 料 「設け に改 Ś め、 を 同 「設けた」 条に 次 の三項を加える。 に改 め、 同 条第三 一項中 に お いては」 を てに は に、

4 市 区 町 村  $\mathcal{O}$ 選 挙 管 理 委員 会 が 期 日 前 投 票 所  $\mathcal{O}$ 事 務 を行 う た 8  $\mathcal{O}$ 設 備 次 項 に 規 定す る 電 子 情 報 処 理 組

織 を除 く。 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 項 に お 1 て 同 ľ を整 備 L た 場 合 に は 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 選挙 管 理 委 員 会が あ 5 か ľ 8

承認 L た当 該 6設備  $\mathcal{O}$ 借 料 並 び に当 該 設 備  $\mathcal{O}$ 整 備 及び ) 管 理 に係る委託費を加 算す Ź。

5 第三項 市 区  $\mathcal{O}$ 町 村 規定により磁気デ  $\mathcal{O}$ 選挙管理委員 、会が、 イス クをもつて調製されてい 選挙 人名簿若しく はその る場合には、 抄本 (当該 当 該 溪選挙 |選挙 人名 簿が 人名簿に記 公職 選挙: 録され ·法第· てい + 九 条 る

借

全部若 しくは 部 0) 事 項又は当該事 項を記 載 L た書類) 又は 在外選挙人名簿若しくはその抄 本 (当該在

外選挙 人名 簿 が 同 法 第三十 条 の 二 第 几 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 磁 気 デ 1 ス クを Ŧ 0 て調 製 会されて て *\* \ る場合に は

当該 在 外 選 挙 人名 簿 12 記 録 さ れ 7 1 る全部若 しく は 部  $\mathcal{O}$ 事 項 又 は 当 該 事 項 を 記 載 L た 書 類  $\mathcal{O}$ 対 照 に

使 角 す るた 8 に、 当該 市 区 町 村  $\mathcal{O}$ 選 挙 管 理 委員 会及 び 期 日 前 投 票 所  $\mathcal{O}$ 投 票管 理 者  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算

機 をを 相 互 に 電 気 通 信 口 線 で 接 続 L た 電 子 情 報 処 理 組 織 を 整 備 L た 場 合に は 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 選 挙 管 理

が あ 5 カン U め 承 認 L た当該 電 子 情 報 処 理 組 織  $\mathcal{O}$ 整 備 及 び 運 用 に 係 る委託費を加 算 する。

た場合 に は、 当該 **資用**、 とし 7 総務 大 臣 が 定め る 額 を 加 算す Ź。

6

市

区

町

村

 $\mathcal{O}$ 

選

挙

管

理

· 委員·

会が

選挙

人に

対

つする

期

日

前

投

票

所

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

交通

手

段

 $\mathcal{O}$ 

提

供につい

て費用を要し

委

員

会

第五条第一項の表を次のように改める。

四七〇、三八一	四六一、五四一		満上	未以	千 千 人 人	三二
三五四、二八八	三四七、七八八		満上	未出	千 人 人	二千
二四七、四六七	二国二、二〇七		満	未	人	+
休	日	平	<u>/</u>	票の翌日	挙区/ の 数 投	開選票

= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			満	未	人	万	
丘でし、して日	丘、三六四		上	以	人	五千	五.
ק ב ב = = =	Д Д С Э		満	未	人	五	五.
	ر ا		上	以	- 人	一 千	Ξ
= ナー ヨーノ	三 リニ モ リニ		満	未	人	一千	三
			上	以	人	一千	二
	- リ - 3		満	未	人	一手	=
			上	以	人	'	千
	- - - - -		清	Ħ	J	'	7
	一しつ、一一円		岢	ŧ		l	<u>-</u>
休日	日	平	翌	数/投票の翌日	人の の ***	選票 挙区	
						'	7

第五条第二項の表を次のように改める。

一、二四七、一四三	一、二二、九六三	上	以	人	万	三
一、一二、三五五	一、〇八九、九九五	満上	未以	人人	万万	三二
九四〇、九六八	九二二、二四八	満上	未 以	人千	万 万 五	<u> </u>
八〇〇、九二七	七八五、〇六七	満上	人 未	千 人	万 五	<u> </u>
六九四、〇五一	六八〇、五三一	満上	未 以	人人	万 千	一 五.
五七七、六〇二	五六六、四二二	満上	未 以	人人	千 千	五三

九七八、三三六	九五九、六一六	万五千人以上	
八三二、五八六	八一六、七二六	万五千人未満	
七二一、〇三九	七〇七、五一九	万人未満	一 五.
五九九、九一九	五八八、七三九	千 人 未 満	五三
四八八、〇二七	四七九、一八七	千 人 よ 満	三 二
三六七、二六三	三大〇、七六三	千 人 未 満	二千
二五五、七七一	二五一、六一一	人未満	千
休日	平日	選挙人の数と、投票の翌日	開

第五条第三項の表を次のように改める。

一、〇七一、〇八一	一、〇四六、九〇一	以上	人	万	111
九九〇、四六二	九六八、一〇二	未以満上	人人	万 万	三二
八二九、二二四	八一〇、五〇四	未満	人千人	万 万 五	
七〇二、五三七	六八六、六七七	八 未 満 上	千 人	万 五	<b>—</b> —

一、一一九、三四八	一、〇九五、一六八		上	以	万人	三
一、〇三五、〇九六	一、〇一二、七三六		満上	未以	万万人人	三二
八六六、五九二	八四七、八七二		満 上	- 人	万五人千	二一万
七三四、一九六	七一八、三三六		未満上	人以	五千人	万万
六二五、八七二	六一二、三五二		満上	未以	万千人人	一五
五一七、五四八	五〇六、三六八		満上	未以	千 千 人 人	五三
四〇九、二二四	四〇〇、三八四		満上	未以	千千人人	Ξ Ξ
三〇〇、九〇〇	二九四、四〇〇		満上	大以未	千人人	二千
一九二、五七六	一八八、四一六		満	未	人	千
休	日	平	型 日	数/投票の翌日	開票人の数人投	開 /

# 第五条第四項の表を次のように改める。

一、二九五、四一〇		上	以	人	万	三
一、一五六、九八九	一、一三回、六二元	満上	未以	人人	万万	三二

第五条第五項の表を次のように改める。

88	第	三	三二			一五	五三	三二	二千	千	盟
開	第五条第六項の表を次のように改める。	万	万万	万万	万万万	万千	千千	千千	手,		選票 挙区
票	采 第	人	人人	五人千	五分	人人	人人	人人	人人	人	人のの
区	六六				Ι.				DJ.	未	数 / 開   票 日
0	リ の	以	未以	未以	未	未以	未以	未以	未	\.	
選	表	上	満上	満上	満上	満上	満上	満上	満上	満	<u>/</u>
挙	を次										
人	<i>(</i> )										
<i>О</i>	よう										
	にか										平
数	めめ										
	る。										
											日
				_	+	-		L			
		六、			九八、	九 五、	二、	七八、	六、	六三、	
		一七六、〇六二	九二三	七 四 四	三九〇	一六七	八二、三七一	八〇三	六六、三六三	一 九 五円	
金				74		7.				<u>ш</u> п	
											休
額											71
											日
								_			
		五元	0 = \frac{1}{2}	八六ヵ	七四〇	六四一	五三元	四三六	= -		
		一、一五四、五一五	一、〇二六、六九九	八六九、二五六	七四〇、一七一	六四二、二五九	五三四、七七四	四三六、五一七	三二九、三八八	二三一、五三一円	
		五	九 九	五六	七一	五 九	七四四	七	八八	三一円	

二千	千	開選票
千 人	人	選票人の数
人 以 未	未	数/投票の
満上	満	翌       
三四七、七八八	二四三、三〇七	平
三五四、二八八	二四七、四六七	休日

第五条第七項の表を次のように改める。

九七八、四五三	上	以	人	万	Ξ
プ ( P ノ ( フ	満	未	人	万	三
	上	以	人	万	=
1 3 1		未	人	万	
	以		千		_
プロー 十 ノ ー	未満	人	千	万五	_
		以	人		_
ヨ 四 七 ( ナ ニ		未	人	万	_
	上	以	人	千	五
Д Э Э С Э		未	人	千	五.
		以	人	千	Ξ
== ===================================		未	人	千	1=1
	上	以	人	千	
		未	人	千	1
	上	以		人	千
一六八、三三六	満	未		人	千

四九五、二三一	四八四、〇五一		満	未	人	千	五.
			上	以	人	千	三
三 ナ ー ヨ モ ノ	= / = - - -		満	未	人	千	三
ミレー、エミし			上	以	人	千	=
ニノセ	二 刀 一 三 五		満	未	人	千	
			上	以	人		千
- - - - - - -	-		Ì	7	)		=
	ー () () () () () ()		茜	ŧ	^		F
休目	日	平		数/ 投票の翌日	人の数数	開 選票 挙区	閱
			]	( 17 )	Ļ	$ \cdot $	7

# 第五条第八項の表を次のように改める。

一、二四七、一四三	一、二二、九六三	上	以	人	万	三
一、一二、三五五	一、〇八九、九九五	満上	未以	人人	万万	三二
九四〇、九六八	九二二、二四八	満上	未 以	7 五 人 千	万万工	
八〇〇、九二七	七八五、〇六七	満上	人 未	五 7 千 人	万万万	
六九四、〇五一	六八〇、五三一	満上	未以	人人	万 千	一 五.
五七七、六〇二	五六六、四二二	満上	未以	人人	千千	五三
	四六一、五四一	満上	未 以	人 人	千 千	三二

八三二、五八六	八一六、七二六	未満上	千人人以	万五	
七二一、〇三九	七〇七、五一九	満上	人人未以	万 千	一 五.
五九九、九一九	五八八、七三九	満上	人人未以	千千	五三
四八八、〇二七	四七九、一八七	満上	人人未以	千千	Ξ Ξ
三六七、二六三	三六〇、七六三	満上	人以未	千人	二千
二五五、七七一	二五一、六一一	満	未	人	千
休日	平	数 投票の翌日	数/投票の	選案 学区の 数 投	開 選票 挙区

第五条第九項の表を次のように改める。

一、〇七一、〇八一	一、〇四六、九〇一	以上	人	万	Ξ
九九〇、四六二	九六八、一〇二	未以満上	人人	万万	三二
八二九、二三四	八一〇、五〇四	未 満	人千人	万 万 五	$\stackrel{-}{=}$ $-$
七〇二、五三七	六八六、六七七	八 未 満 上	千人人	万 五	
五九八、八八四	五八五、三六四	未以満上	人人	万 千	一五

一、〇三五、〇九六		一、〇一二、七三六		満 上	未以	万万人人	11 11	
八六六、五九二		八四七、八七二		満上	未 以	万五人千	二一万	
七三四、一九六		七一八、三三六		満上	人以未	五千人	万工	1
六二五、八七二		六一二、三五二		満上	未 以	万千人人	一 五	
五一七、五四八		五〇六、三六八		満上	未以	千 千 人 人	五三	
四〇九、二二四		四〇〇、三八四		満上	未 以	千千人人	Ξ - τ	
三00、九00		二九四、四〇〇		満上	未以	千 人 人	二千	
一九二、五七六		一八八、四一六円		満	未	人	千	
Ħ	休	Н	平日		数を提供の翌日	人の の ***	開 選票 挙区	

# 第五条第十項の表を次のように改める。

一、二九五、四一〇	一、二七一、三三〇	上	以	人	万
一、一五六、九八九	一、一三四、六二九	満上	未 以	人人	万万
九七八、三三六	九五九、六一六	以満上	未	五人千	万万五

第五条第十二項の表を次のように改める。

一、一五四、五一五	一七六、〇六二	以 上	人	万	111
一、〇二六、六九九	一二一、八九三	未以満上	人人	万万.	三二
八六九、二五六	一一一、七四四	未以満上	人千人	五	二一万
七四〇、一七一	九八、三九〇	未満上	千 人 人	五万	一 一
六四二、二五九	九五、一六七	未以満上	人人	万 千	一五
五三四、七七四	八二、三七一	未以満上	人人	千千	五三
四三六、五一七	七八、八〇三	未以満上	人人	千千	三二
三二九、三八八	<b>六六、三六三</b>	未満上	人以	千 人	二千
二三一、五三一円	六三、一九五円	満	未	人	千
休	平	月日	数/ 開	人の	開 選票 挙区
	第五条第十一項の表を次のように改める。	可の	+	条第	第五
一、一一九、三四八	一、〇九五、一六八	以 上	人	万	13.

建物の借料」 に改める。

に、

に

おい

ては」

を「には」

に改め、

同条第十六項中

「においては」

を「には」

に、

「借料」を「当該

第五条第十四項中 三  $\equiv$ 五三  $\vec{-}$ 三 五 三 千 千 開 票 万 万 千 万 万 万 万 万 万 千 千 千 千 千 区 人 人 五. 五.  $\mathcal{O}$ 人 人 人 人 千 千 人 人 人 人 人 人 人 人 選 「四千十八円」 挙 以 未 人 人 人 以 以 未 以 未 未 以 未 以 未以 未 以 未 0) 数 を 上 満 上 満 上 満 上 満 上 満上満 上 満 上 満 「四千八十五円」に改め、 金 同条第十五項中 額 「距つた」を 三五七、 九〇 六四 二六三、 七五七、 四五二、 九 五四七、 六八、三三六門 七八、 四 離 〇 三 五 七八一 〇九二 四〇三 八〇 匹 五. 七 五三 れた」 <u>-</u> 六 兀

- 21 -

第六条第一項の表を次のように改める。

	]		1
ーーデー	のに限る。	②挙 図 選 挙 に 系 る も	合司選
	举 会 ( 参 議	3 選 挙 区 選 出 議 員 選	参議院
二、二八〇、三六五	選出議員選挙分参議院强軍区選出区選挙区	・分会) 及び 参議院 比例代表う。以下同じ。)にあつては、法第五条の六第二項に規定する選挙区選出議員選挙会(参議院	員挙職参 選を選議 挙った 選
一、二〇六、四六七	員選挙分	院比例代表選出議	衆
六六五、六八三	議員選挙	院小選挙区選出	衆
金額	举分会	挙 会 又 は 選	選

第六条第二項中 「四十三万三千六百四十二円」を「四十二万八千六百三十四円」に、「六十一万六千二

八万三千九百八十円」を「六十七万六千七十八円」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、

百円」を「六十万九千八十円」に、「百十二万千九百三十円」を「百十万八千九百六十七円」に、「六十

「二万八千三十五円」を「三万七百八十円」に改め、 同項ただし書中「五万六千七十円」を「六万千五百

六十円」に、 「四万九千三百四十二円」を 「五万四千百七十三円」に、 「四万七千九百四十円」を 「五万

二千六百三十四円」に、「三万八千六百八十八円」を「四万二千四百七十六円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

一六六四	三九二四二	三九五七	上	万以	百	六
一六 九七	四一九八	四二一六	本 以 満上	万 万 以	百七	五.
一七二〇	四二三七	四二六三	未以満上	十 万 万	七五	四
一七二九	四三〇五		未以満上	十 万 万	五四	111
一七五〇	티미 소미	_	未以満上	十 万 万	四三	1.1
一 七円 九 五銭	四五十二銭	円   <b>銭</b>	未満	十万	11	1
は参議院比例代表選出議員選挙	その他の県	都及び大都市のある道府県		数/	をおります。 の世帯数	者 の 道
衆議院比例代表選出議員選挙又	又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	挙	選	· 持	

第七条第三項中「在る場合においては」を「ある場合には」に改め、同条第四項中「稀薄」を「希薄」

に改める。

第八条第一

候 項の表を次のように改める。 補 者 数 金 額

四一八		上	以以	人	+	百五	Ξ
三七一		満上	以未	, <i>八</i> 人	十 人	百百百五	三三
		満上	未	人	人十	百 百 五	三二
二七八		満上		人	十 人	百百五	= =
二二九		満上	未 以	人	十 人	五 百	二百
一八二		満上	未	人以	+	五人	百百
一 二 五円		満		未	λ,	人	百
額	金	数		者	補		候

うに改める。

第八条第二項中「においては」を「には」に、 + + +兀 兀 七 七 人 人 人 人 以 未 未 以 満 上 上 満 「四十四円」を「四十七円」に改め、 同項の表を次のよ 四 一 円 八八 五.

第八条第三項中「においては」を「には」に、「二十二円」を「二十三円」に改め、 同項の表を次のよ

うに改める。

二〇九		上	以	人	十	五.	百	三
一八六		満上	以未	人	十人			三三
一六二		満上	人 未 以	人	人十	五.	百	三二
一三九		満上	以 未	人	十人			= =
一 一 五		満上	未 以	人	,	+	五	二百
九二		満上	未	人以		人十	五	百百
六三円		満		未		人		百
	金額	数 	No.	者		補	候	

第八条第四項中 「(当該期日前投票所の属する市区町村 の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員 の選

する一 挙区に属 の投票区の同 する区域に分か 項の 規定による基本額に相当する額を合算した額)」を「とし、 れている場合における衆議院 小 選挙区 選出議員  $\mathcal{O}$ 選挙については、 参議院比例代表選出 各選挙区 に属

議 員 (の選挙における期日前投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、 <u>ー</u>の 期日前投票所について一の投票

区  $\mathcal{O}$ 前 項 0 規定による基本額 に相当する額」 に改め、 同 条第五項の表 を次  $\mathcal{O}$ ように改める。

八八			上		以		七			+		二
五八			満上		以未		七		四四	+		= +
四一円			満		未				四			+
	額	金	数	Ø	党 等	政	届出	簿	名	議院	衆	

第八条第六項を削り、 同条第七項中「前三項」を 「前二項」に、 市 区町村の選挙管理委員会の委員長

たる不在者投票管理者」 を 「公職選挙法第百七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるも <u>0</u> に改り め、

同項に次のただし書を加える。

ただし、 当該投票を記 載 す る場場 所  $\mathcal{O}$ 属 する市 区 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域 が二 以 上  $\mathcal{O}$ 衆 議 院 小 選 学 区 選 出 議 員  $\mathcal{O}$ 選 举

区に 属 する区 域 定分 か れ て 1 る場 合 に お け る衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙 に係 る当 該 投 票を 記 載 する

場 所 0 候補 者氏 【名等掲] 示費  $\mathcal{O}$ 基本 額 は、 各選挙区に属する一 の投票区 一の第一 項の 規定による基本額 に相

当する額を合算した額とする。

第八条第七項を同条第六項とする。

第八条の二中「千三百六十五円」を「千四百四円」に改め、 同条ただし書中「においては」を「には」

に改め、同条の表を次のように改める。

1六、1100	一七、二八〇	一八、三六〇	一 以 上	十 三
一四、五八〇	一五、六六〇	一六、七四〇	一以未満上	十九
一二、九六〇円		一五、一二〇円	未満	九
町村	市	K	数 区市町村	区画数

第九条第一項の表を次のように改める。

二六、〇九一			日				休
二四、七九二			おいて同じ。)	いうものとする。以下この条において同じ。夜間(午後五時三十分から午前八時三十分まで	夜間(午後五時	E	7
八、四四八			のとする。)	分までをいうものとする。午 前 八 時 三 十 分 か ら 午	五時三十分,	3	Z.
	額	金	時	Ø	催	開	

第九条第二項中「一万六千五百五円」を「一万六千二百三十六円」に、「一万七千八百二十六円」を「

二 十 四 六 十八円」を「八百二十円」に、 · 項 中 百四十七円」を「百五十一円」に、 万七千五百三十五円」に改め、同条第三項中「七十円」を「七十二円」に、「百円」を「百三円」に、 円 に を おいては」 「四百三十六円」に改め、 を 「には」に、 「六百五十八円」を「七百二十二円」に、「六百四十円」を「七百一円」 「二百五十二円」を「二百五十九円」に改め、 「三百七十四円」 同条第五項中 「五百二十五円」 を 四四 百十円」 を に改め、 五 百四十円」 同 項ただし 同 条第四 に改 書 中 め、 項中 七 同 四百 百四 条第

を 第十三条第一項ただし書中 「投票所の数若しくは開票所の数又は」 「選挙人及び」を「選挙人の数若しくは」に、 に改め、 同項の表を次のように改める。 「投票所及び開票所数並 びに に、

「五百十六円」を「五百六十六円」に改める。

		者道怀	道 守				
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの	区分
四四、五〇八、八四五	三六、八四五、七六七	三一、四五二、五八一	二七、六一五、二三〇	二五、一〇八、七二七	二一、五六四、八九六	一七、八〇六、三〇六	衆議院議員選挙
三四、四八九、九二八	二八、〇八一、三九四	二三、八八一、五四二	二〇、九〇五、三三〇	一九、一二三、三六五	一六、四二〇、三八四	一三、六二一、七六四	参議院議員選挙

二、〇七〇、一八七	二、四〇〇、七六七	選挙人の数が二万人以上のもの	
一、七〇五、二八五	一、九八七、六三四	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	
一、三三四、四一六	一、五六八、五三三	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	
八五〇、五七四	一、〇二五、六三七	村選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	町
四七一、五九五	五五一、五七九	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	
二九五、二八〇	三四五、七三七	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	
二六五、〇三四	三一五、四九一	選挙人の数が千人未満のもの	
一〇、三八八、九六一	一一、三三三、八九八	選挙人の数が十五万人以上のもの	\$ V
八、二八一、五八五	九、一三一、四四二	おゝて引じ。) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	おいてヨ
五、七一五、三五三	六、三六二、八四五		頁をどれ
三、六六六、八五三	四、一一四、九二二	欠頁、第三   選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	た。欠点
二、六六六、八〇一	三、〇三四、七八九	(大邪行と余   選挙人の数が三万人未満のもの	_
九、九四六、四一四	一〇、七七六、一八五	選挙人の数が十五万人以上のもの	
八、〇一三、四七四	八、八四三、二四五	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	
六、三九四、四四二	七、二二四、二二二	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	<del>,</del>
五、一八五、四〇六	六、〇一五、一七七	選挙人の数が五万人未満のもの	
八、二三四、三三七	10、1110、三五1	不	大
二、〇二八、五五三	二、五七七、二三二	定出先機関	認立
三、八二六、五九	四、八六七、七一八	都道府県の支庁又は地方事務所	都道庭
五四、六四九、二七六	七二、三九八、〇二三	選挙人の数が三百万人以上のもの	
三七、六八四、〇五二	四八、六七五、三四一	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	

第十三条第二項中「においては」を「には」に改め、 同項の表を次のように改める。

市					₫		大都	認定出	都道府県の支持						都道府県				
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人未満のもの	市	先 機 関	支庁又は地方事務所	選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの	区分
三、一七六、二六五	二、一四九、五四八	一、九五三、四一七	四、〇一〇、三一六	四、〇一〇、三一六	四、〇一〇、三一六	四、〇一〇、三一六	九、二四五、八三一	二、二三八、二九七	四、三六六、五六八	一九、九七五、三三六	一五、二七一、六四九	一五、〇九一、七五七	一四、一二一、五〇二	一三、六一二、三六〇	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一一、〇九二、八四二	九、五四三、五七九	衆議院議員選挙
二、五四六、〇五五	一、七一八、五八五	一、五八七、八三一	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	七、二九一、四六五	一、七二一、〇一四	三、三七二、〇七〇	一五、八一一、九〇〇	111,1100,11110	一二、〇六巴、巴〇巴	一一、二五一、九二四	一〇、八三二、六三六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	八、七八八、三八八	七、五五六、六二円	参議院議員選挙

一、七九八、九二〇	二、三九八、五六〇	選挙人の数が三百万人以上のもの	
一、〇九九、三四〇	一、四五九、一二四	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	
一、〇九九、三四〇	一、四五九、一二四	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	
一、〇九九、三四〇	一、四五九、一二四	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	
九九九、四〇〇	一、三三九、一九六	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	
九九九、四〇〇	一、三三九、一九六	府 県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	都道
九九九、四〇〇	一、三三九、一九六	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	
八九九、四六〇	一、一九九、二八〇	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	
七九九、五二円	一、〇五九、三六四	選挙人の数が五十万人未満のもの	
参議院議員選挙	衆議院議員選挙	区	
同項の表を次のように改める。	に改め、	第十三条第三項中「においては、次の」を「には、次の」	第十三
一、四五六、九〇五	一、七八五、〇八三	選挙人の数が二万人以上のもの	
一、二三九、三八七	一、五一九、三三四	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	
一、〇二一、八六九	一、二五三、五八五	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	
六五二、三八二	八二五、〇四四	村選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	町
三六九、五七三	四四七、三三一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	
二一七、五一八	二六五、七四九	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	
二七、五一八	二六五、七四九	選挙人の数が千人未満のもの	
三、六九八、六七八	四、六二五、九八一	選挙人の数が十五万人以上のもの	
三、四八一、二四六	四、三一三、六四五	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	
	-		-

寒冷地手当 都道 府県、 市 町村等

「五千六百七円」を

「六千百五十六円」

に改め、

同項の表を次のように改める。

道 府 県

都

くは認定出先機関又は市区町村 都道府県の支庁、 地方事務所若し

五六、一一二	七四、八一六	選挙人の数が二万人以上のもの
五六、一一二	七四、八一六	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの
五六、一一二	七四、八一六	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの
三七、四〇八	五六、一一二	村選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの
		選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの
		選挙人の数が千人以上二千人未満のもの
		選挙人の数が千人未満のもの
二六一、八五六	三五五、三七六	選挙人の数が十五万人以上のもの
二四三、一五二	三一七、九六八	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの
一六八、三三六	二二四、四四八	市選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの
九三、五二〇	一三〇、九二八	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの
五六、一一二	七四、八一六	選挙人の数が三万人未満のもの
二六一、八五六	三五五、三七六	
一、〇二八、七二〇	一、三六五、三九二	都市
一九九、八八〇	二五九、八四四	定 出 先 機 関
三九九、七六〇	五三九 六七六	道府県の支庁又は地方事務所

八、四九五	一六、九九一	地	級	四
一〇、五二七	二一、〇五四	地	級	Ξ
一〇、八三五	二一、六六九	地	級	二
	二四、六二四	地	級	_

第十三条第七項中「こえる」を「超える」に改め、 同条第八項中 「当該選挙」を「国会議員の選挙」に

改め、同条第十一項中「においては」を「には」に改める。

第十三条の二第一 項中 「七百二十七円」を 「七百五十三円」 に改める。

第十三条の三中 「千四百六十四円」を「千五百十四円」 に、 四四 百 十四四 円 を「四百二十八円」 に改め

る。

第十五条第一項中「参議院合同選挙区選挙」を「公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都

道府県」に、 を に は に、 「場合は」 百五 十九円」を「百六十九円」 を「場合には」に、 「千四百八十四円」を「千五百七十四円」に、 に改める。 「においては

第十七条第二項中「場合における」を「ときにおける」に、 「二、二七四、 六四七」を「二、二八〇、

三六五」に、「一、二七五、六七六」を「一、二七八、二一七」に、 「百十二万千九百三十円」を「百十

万八千九百六十七円」に、 「六十八万三千九百八十円」を「六十七万六千七十八円」に改める。

第二十一条中 「第四 条の二第三項」 の下に 「から第五 一項ま で」 を加える。

第二条 国会議! 員  $\mathcal{O}$ 選挙 · 等  $\mathcal{O}$ 執 行 経費  $\mathcal{O}$ 基 準 に 関 す る法 律の 部 を次 0 ように 改正する。

第二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、

第一号の次に次の

一号を加える。

第三条中第二十号を第二十一号とし、

### 二 共通投票所経費

第四 条 の二第六項を同 条第七項とし、 同条第五項中 \_ (当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の

規 定に ょ り 一磁気デ イ ス クをも つて調製され てい る場合には、 当該 選挙 人名簿に に記録されてい る全部 若

は 部  $\mathcal{O}$ 事 項又 は 当 該 事 項 を 記 載 L た書類) 及び (当該在外選挙 人名 簿が 同 法 第三十 条 の 二 一第 几 項  $\mathcal{O}$ 

規定によ り磁気ディスクをもつて調製されている場合には、 当該在外選挙人名簿に記録されてい る全点 部 若

くは 部  $\mathcal{O}$ 事項又は当該事項を記載した書類) を削り、 同項を同条第六項とし、 同 条中第四 |項を第五

項とし、 第三項を第四項とし、 第二項を第三項とし、 第一項の次に次の一 項を加える。

期 日 前投票所で、 公職選挙法第四十八条の二第六項にお 1 て準用する同法第四十条第一項ただし書  $\bar{\phi}$ 

2

規定 に より 期 日前 投 票所を開 く時 |刻を繰 似り上げ た ŧ O又は閉 じる時 '刻を繰 り下 げ たもの に つ *\* \ 7 は、 投

票を行 わ せる日ごとに当該 期 日 前 投 票 所 を開 1 7 7 る時 間 が + 時 間三十分を超 える時 間 時 間 に 0 き

二千六百十七 円 を 加 算す Ź。

第四条 の二を第四 条の三とし、 第四条の 次に次の 条を加える。

(共 通 投票所経費

第四条 の 二 共通投票所経費 の基本額は、 三万四千円とする。

2 共 通 投票所に つい 7 は、 当該 共 通 投票 所を設め け た 市 
 X
 町 村  $\mathcal{O}$ 選挙管 理委員会の職員に つき定めら れ . T

1 る執 務 嵵 間 外 に お 1 て投票な を行 わ せる場合に は 当 該 共 通 投 票 所  $\mathcal{O}$ 事 務 に従 事 す うる者  $\mathcal{O}$ 超 過 勤 務 手 当

7 務 大臣 が 定  $\Diamond$ る 額 を加 算 うする。

3 挙 管 共 理 通 委員 投票所が 会が あら 市 町 か 村 でじめ承見 ( 特 別 認 区を含む。) た当該 建物  $\mathcal{O}$ 管 借 理 料 に を加え 属 L な がする。 7 建物に設けられた場合に は、 都道 府県 0 選

L

 $\mathcal{O}$ 

算

4 市 区 町 村  $\mathcal{O}$ 選挙管理委員会が共 通投票 所  $\mathcal{O}$ 事 務を行うため  $\mathcal{O}$ 設備 (次項に規定する電子情報処理 組 織

を除く。 以下この項において同じ。 を整備した場合には、 都道府県  $\mathcal{O}$ 選挙管理委員会が あらかじ 8 承

認 た当該 設 備  $\mathcal{O}$ 借 料 並 び に当該 設 備  $\mathcal{O}$ 整 備 及 CK 管 理に係る る委 託費を加 算する。

5 市 区 町 村  $\mathcal{O}$ 選 学 管 理 委員 、会が、 選挙 人 名簿若 しく はそ  $\mathcal{O}$ 抄 本 (当 該 選 挙 人名 簿 が 公 職 選 挙 法 留第十 九 条

第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 磁 気デ イ ス ク を ŧ <u>つ</u> 7 調 製 され てい る場 合に は 当 該 選挙 人 名 簿 に 記 録 さ れ 7 1 る

全部若 L < は 部  $\mathcal{O}$ 事 項 又 は 当該 事 項 を 記 載 L た 書 類。 次 条 第六 項 に お 1 て同 Ü 又 は 在 外 選 挙 人 名

簿若 しくはその抄本 (当該在 外選挙 人名 簿 が 同 法第三十 条 の二第四 項 0) 規定に より磁気デ 1 ス クを t 0

7 調 製されてい る場合に は、 当該 **医在外選** 挙 人名簿 に 記 録さ れ てい る全部若 しく は 部  $\mathcal{O}$ 事 項 又 は 当 該 事

項を記: 載 L た書類。 次条第六 項に お 1 て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 対照 に 使用 するために、 当 該 市 区 町 村  $\mathcal{O}$ 選 学管 理 委

員 会、 投 票 所  $\mathcal{O}$ 投 票 管 理 者 及 び 共 通 投 票 所  $\mathcal{O}$ 投 票 管 理 者  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 を 相 互 に 電 気 涌 信 口 線

で接 続 L た 電 子 情 報 処 理 組 織 を 整 備 し た 1場合 に は 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 選 挙 管 理 一委員 会が あら か ľ  $\Diamond$ 承 認 L た

該 電 子 情 報 処 理 組 織  $\mathcal{O}$ 整 備 及び 運 用 に係る委託費を加 算す

6 場 湯合に 市 区 は、 町 村 当該費用として総務大臣  $\mathcal{O}$ 選挙管理委員会が ·選挙 が定める額を加算する。 人に 対する共通 投票所までの交通手段の提供について費用を要した

第八条第六項を同条第七項とし、 同条第五項を同条第六項とし、 同条第四項中「前項」を「第三項」に

改 め、 同 項 を同 |条第| 五 一項とし、 同条 第三項 の次に次 の 一 項を加える。

4

衆 議 院 小 選挙区 選 出 議員又 は 参 議 院 選 挙 区 選 議 員 選 挙 お る共通投票所 候 者氏 2名等掲

出

 $\mathcal{O}$ 

12

け

 $\mathcal{O}$ 

補

示

費

 $\mathcal{O}$ 基 本 額 は、  $\mathcal{O}$ 共 通 投票 所 に . つ 1 て —  $\mathcal{O}$ 投 票 区  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる基 本 額 に 相 当す る 額とし、 衆 議

院 比 例 代表選出 議 員  $\mathcal{O}$ 選挙 に おけ る共通に 投票所 0 候 が補者の 氏 名等 掲 示 ·費  $\hat{O}$ 基 本額 は、  $\mathcal{O}$ 共 通 投 (票所 12 0

1 て — の投票区の第二 一項の 規定による基本額に相当する額とし、 参議院 比例代表選出 I議 員 0) 選挙 に お け

る共 、通投票所の候補 者氏 名等掲示費の基本額は、 の共通投票所につい て一の投票区の前 項  $\mathcal{O}$ 規定 によ

る基本 額に 相当する る額とする。

第十四 条第 項中 第 八号を第十号とし、 第七号を第九号とし、 第六号を第八号とし、 第五号を第六号と

Ļ 同 号  $\mathcal{O}$ 次に 次 の — 号を加る える。

七 共 通 投票所 の投票立会人

日につき

万七 百円

第十四条第 項中第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加える。

 $\equiv$ 共 通投票所の投票管理者

日につき

万二千六百円

第二十一条中「まで」の下に「、 第四条の三第四項から第六項まで」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公 職 選 学 法 (昭 和二十五 年法律第百号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

条第

項 中

「住

所

の 下 に

(次条第二項

に規定す

る者に

あ

つては、

その者が当該

市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

区域

内 か 。 ら 住 所を移す直 前 院に住民 票に記載されていた住所。 第二十三条第一項において同じ。 を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(共通投票所)

第四十一 条の二 市 町 村の 選挙管理委員会は、 選挙 人の投票の便宜 のため必要が あると認める場合 (当該

市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域を分け て数投票区 を設けた場合に限る。 に は、 投票所  $\mathcal{O}$ ほ か、 そ 0 指 定 L た 場 所 当

該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域 内 ( 衆 議 院 小 選 学 区 選 出 議 員の 選挙若しく は 都道 府 県 0 議 会の 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙 に お 7 て当該

市 町 村 が二以上の選挙区に分かれているとき、 又は第十五条第六項の規定による選挙区が あるときは、

当該 市 町村の区域内における当該選挙区の区域内) のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすること

ができる共通投票所を設けることができる。

2 L た選挙・ 市 町村の選挙管理委員会は、 人が共通投票所 に お いて投票をすること及び共通投票所にお 前項の規定により共通投票所を設ける場合には、 *(* ) て投票をした選挙 投票所において投票を 人が 2投票 所又

は 他  $\mathcal{O}$ 共 通 投票所に お 1 て投票をすることを防 止するために必 要な措 置 を講 じ な け ħ ば な 5 な

3 天災 そ  $\mathcal{O}$ 他 避けることのできな 7 · 事 故により、 共 通 投票 所に お 7 て投票を行わせることができないと

きは、 市町 村の選挙管理委員会は、 当該 共通投票所を開 かず、 又は閉じるものとする。

4 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選挙管理委員会は、 前項  $\hat{O}$ 規定により共通投票所を開 かず、 又は閉じる場合には、 直ちにそ

の旨を告示しなければならない。

5 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 共 通 投 票所 を設 け `る場 合に お け る次 の表  $\mathcal{O}$ 上 一欄に 掲げる規定の 適 用 に つ ١ ر ては

これらの規定中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲げる字句は、 それぞれ同表 の下 欄に掲げる字句とする。

	第	び	第
	第三十八条第一項	第六項	第三十七条第二項及
	登録された者		選挙権
、選挙権を有する者)	登録された者(共通投票所にあつては	つては、選挙権)	選挙権(共通投票所の投票管理者にあ

第六十条(第四十一条の二第六項にお	第六十条	第五十一条
		項
		及び第四十八条第二
		四十六条の二第一項
		から第三項まで、第
		- 第四十六条第一項
		- 第四十五条第一項
		、第四十四条第一項
投票所又は共通投票所	投票所	次条第一項ただし書
投票所又は一の共通投票所	投票区	第三十八条第四項
、選挙権を有する者)		
登録された者(共通投票所にあつては	登録された者	
投票所又は共通投票所	投票所	第三十八条第二項

6 第四十条第 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、 項ただし書中 「選挙 人の投票の便宜の ため必要があると認められ 共通投票所について準用する。この場合において る特別 の事 情  $\mathcal{O}$ あ る場

		いて準用する場合を含む。)
	投票所外	投票所外又は共通投票所外
第五十一条ただし書	投票所	投票所又は共通投票所
及び第五十三条第一		
項		
第六十六条第二項	各投票所	各投票所、共通投票所
第百三十二条及び第	投票所	投票所又は共通投票所
百六十五条の二		
第百七十五条第一項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第二百一条の十二第	投票所	投票所又は共通投票所
二項		

合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」 あると認めるときは」と、 「若しくは」 とある る 0) は 若 しくは当該 時 刻を」と、 一時 とあるのは 刻 を四 時 間 一必 以 内 要が  $\mathcal{O}$ 

範囲 内 に おい て」とあ るの は 一時 '刻を」 と読 み替えるものとする。

7

第

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定により

共

通 投

票所を設け

,る場

一合に

おい

て、

第五十六条又は第五

十七

条第

項  $\hat{O}$ 

規定

に

ょ

ŋ

投 票  $\mathcal{O}$ 期日を定めたときにおける次の 表 の上欄に 掲げる規定の適用については、これらの規定中 同 表

 $\mathcal{O}$ 争欄 に掲げる字句は、 それぞれ同 表 の 下 ・欄に掲げる字句とする。

区域内の		
投票の期日に投票を行う当該市町村の		
より定めた投票の期日においては当該		
一十六条又は第五十七条第一項の規定に		
。以下この項において同じ。)、第五	) Ø	
挙の期日に投票を行う		
場所に、選挙の期日においては当該選	場所に、	第一項

8 第四· 前 前 項 十八条の二 各 項 E 定め 一第四 るも 項を同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ |時刻を| ほ か、 条第八項とし、 共 (通投 票 所に 同条第三 関 L 必 要な事 項の表第四十 項 は、 期 設けないこととしたときは」 五. 前  $\mathcal{O}$ 変更したときは、 日 時 条第二 項」 + 他 日を変更し、 とあるのは を定めた場合にお 次条第六項において準用する第四 条第一 政 七 刻を」と、 避けることのできない 令で定める。 条第 とあ 項の規定又はこの項」と、 項の項を次のように改める。 る 項 O一設置する 又は当該共通投票所を は 前条第二項中  $\mathcal{O}$ 選挙 規 第五十六条又 *(* \ 定 て、 に る場所若 の当日を除く外 より 事 前 投 項 故 「天災そ 票 0) に くは 規 は  $\mathcal{O}$ 因

十

定

期

第

り

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十八条の二第三項の	表第四十条第一項の項の次に次の	ように加える。
第四十条第一項ただ	選挙人の投票の便宜のため必要がある	次の各号に掲げる場合には、当該各号
し書	と認められる特別の事情のある場合又	に定める措置をとることができる。
	は選挙人の投票に支障を来さないと認	一 当該市町村の選挙管理委員会が設
	められる特別の事情のある場合に限り	ける期日前投票所の数が一である場
	、投票所を開く時刻を二時間以内の範	合 期日前投票所を開く時刻を二時
	囲内において繰り上げ若しくは繰り下	間以内の範囲内において繰り上げ、
	げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間	又は期日前投票所を閉じる時刻を二
	以内の範囲内において繰り上げること	時間以内の範囲内において繰り下げ
	ができる。	ること。
		二 当該市町村の選挙管理委員会が設
		ける期日前投票所の数が二以上であ

7 情 第四 を考慮して、 市 + 町 村 八 条  $\mathcal{O}$ 選 の二第三 学管 期 日 理委員会は、 項 前 を同 投 票 所 条第六項とし、  $\mathcal{O}$ 効 期 果 日 前 的 投 な 票所 設 同 置 を設 項 期  $\mathcal{O}$ 日 け 次 に次 る場合に 前 投 票  $\mathcal{O}$ 所 は、 項 を  $\mathcal{O}$ る場合 と。 繰 り 刻 時 以 に 上 交通 当 加 内 又は Ĺ を二 ŋ 限 ま  $\mathcal{O}$ える。 該 Ĺ げ る。 で 期  $\mathcal{O}$ 手 市 げ 期 時 範 若 日  $\mathcal{O}$ (午前八時三十分から午後 段 町 間 囲 若 日 間 前 村  $\bigcirc$ 内 前 < 以 投 に L 確  $\mathcal{O}$ に 投 内 票所 < は当 期 お 保 人 票 ١١ お は 日  $\mathcal{O}$ そ ĺ, 当 所 該 て、 1 範 前 が  $\overline{\mathcal{O}}$ 該 時 開 て繰り下げ 囲 を閉じる時 投 地 他 時 刻 内 1 票 1 勢、  $\mathcal{O}$ を繰 ず 12 7 刻 所 選 を一 お れ 1 を 交通 挙 ŋ 開 カン る 1 人 るこ 時 刻 下 場 7 < 等  $\mathcal{O}$ 

を

げ

間

投

票

 $\mathcal{O}$ 

事

繰

時

以

八

の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

第四十 八条の二第二項中 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合に お いては、 を 「 第 一 項の規定により期 日前投票所に お 7 て 投

票を行 わ せ る場合に お け Ś に 改め、 こに 読 み替えるもの」 を削 り、 同 項  $\mathcal{O}$ 表第一 匹 十二条第 項  $\mathcal{O}$ 項 中

第四 条 第 項」 を 「第四 十二条第 項 べただし 書 に 改 め、 同 表 第 五. + 条  $\mathcal{O}$ 項 中 第 匹 + 八 条  $\mathcal{O}$ 第

項」 を 「第四 十八 条 の二第六項」 に 改 め、 同 条第二 項 を同り · 条 第 T 五. 項 らとし、 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 次 (C 次 の 三 項 を

加える。

2 市 町 村 の選挙管理委員会は、 二以上の期日前投票所を設ける場合には、 0) 期 日前投票所にお 7 て投

票をし た選挙 人が 他  $\mathcal{O}$ 期 日 前 投票所に お V て投票をすることを防止す るために 必 要な措置を講じな け ń

ばならない。

3 天災 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他 避 けることの できな 1 事 故 に よ り、 期 日 前 投 票所 に お 7 て投票を 行 わせることができな

ときは 市 町 村 0 選挙管理委員会は 期 日 前 投票所 を開 かず、 又は 閉 じるものとする。

4 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選挙管理委員会は、 前 項 0 規定により 期 日 前 投票所を開 かず、 又は閉じる場合には、 直 ちに

その旨を告示しなけ ればならない。 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選挙管理委員会が当該期 日 前投票所を開く場合も、 同 様 لح

第四十九条の二第二項を次のように改める。

2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、 衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしよう

とするものの国内における投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十五条及び第五十六 書類
第三十条の二第四項
当該在外選挙人名簿
人名簿
、在外選挙人証を提示して、
指定在外選挙投票区の投票所
指定在外選挙投票区の投票所
在外選挙人名簿

	条において同じ。	
第四十五条第一項、	投票所	指定在外選挙投票区の投票所
第四十六条第一項か		
ら第三項まで及び第	214	
四十八条第二項		

第四 + 九条の二第三項を同 条第五項とし、 同 条第二項 の次に次 の二項を加える。

3 在 外 選挙 人名簿に 登録されてい る選挙人で、 衆議 院 議 員 又 は 参 議 院 議 員  $\mathcal{O}$ 選挙 にお いて投票をし よう

とする ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 玉 内 に お け る投票に 0 1 て は、 選挙 人 が 登 録 され 7 1 る在 外 選 挙 人 名 簿  $\mathcal{O}$ 属 す る 市 町 村  $\mathcal{O}$ 

選挙 管 理委員 、会が第四 + 条 の 二 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 共通投票所を設ける場合に は、 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選 举

管理委員会が指定した共通投票所に

お

١ ر

て、

行わせることができる。

この場合におい

て、

次の

表

 $\mathcal{O}$ 

上

欄

に掲げ うる規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい て は、 これ 5  $\mathcal{O}$ )規定· 中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に掲げる字句は、 そ これぞれ 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲

げる字句とし、前項の規定は、適用しない。

第 匹 十 条 の 二 第 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 共 通 投 票所 を設 け る 第四 +九 条 の 二 第三 項 0) 規定に対 より 共

項		通投票所を指定した
	、投票所	、指定在外選挙投票区の投票所
	が共通投票所	が同項の規定により市町村の選挙管理
		委員会が指定した共通投票所(以下「
		指定共通投票所」という。)
	及び共通投票所	及び指定共通投票所
	が投票所	が指定在外選挙投票区の投票所
	他の共通投票所	他の指定共通投票所
第四十一条の二第五	第一項の規定により共通投票所を設け	第四十九条の二第三項の規定により指
項	る	定共通投票所を指定した
第四十一条の二第五	次条第一項ただし書、第四十四条第一	第四十四条第一項
項の表次条第一項た	項	
一だし書、第四十四条	、第四十六条の二第一項及び	 及び

第三十条の二第四項	第十九条第三項	
当該在外選挙人名簿	当該選挙人名簿	
人名簿		
、在外選挙人証を提示して、在外選挙	、選挙人名簿	第四十四条第二項
共通投票所		
指定在外選挙投票区の投票所又は指定	投票所	だし書
在外選挙人名簿	選挙人名簿	第四十二条第一項た
		条第二項の項
		第一項及び第四十八
		で、第四十六条の二
		第一項から第三項ま
		第一項、第四十六条
指定在外選挙投票区の投票所又は指定	投票所又は共通投票所	第一項、第四十五条

書類。 条に お 次項、 1 て 同じ。 第五 十五条及び第五十 六 書類

4 在 外 選挙: 人名簿に 、登録され れ てい る選挙 人で、 衆議 院議 員 又は参議 院 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙 に お 1 て投票を しよう

掲げる規定の 適用については、 これらの規定中同 表 0 中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表 0 下欄 に · 掲 げ

) =: ij 等二頁)見言よい 超月 とするもの

 $\mathcal{O}$ 

国 内 に

おける投票のうち、

第四.

十八

条

*の* ニ

第

項

 $\hat{\mathcal{O}}$ 

規定による投票に係

る

次

0

表

の上

欄 に

る字句とし、第二項の	項の規定は、適用しない。	
第四十四条第二項	、選挙人名簿	、在外選挙人証を提示して、在外選挙
		人名簿
	当該選挙人名簿	当該在外選挙人名簿
	第十九条第三項	第三十条の二第四項
	書類。次項、第五十五条及び第五十六	書類
	条において同じ。	
第四十八条の二第一	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期

決定書又は確定判決書を所持し、第四		
在外選挙人名簿に登録されるべき旨の	第四十八条の二第一項	一項ただし書の項
書又は確定判決書を所持し、選挙		項の表第四十二条第
選挙人名簿に登録されるべき旨の決定	選挙	第四十八条の二第五
		項
指定期日前投票所を指定した	期日前投票所において投票を行わせる	第四十八条の二第五
指定期日前投票所において	期日前投票所において アイフェー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
投票所を指定した		項
前項の規定により二以上の指定期日前	二以上の期日前投票所を設ける	第四十八条の二第二
		項第二号及び第五号
指定在外選挙投票区	投票区	第四十八条の二第一
「指定期日前投票所」という。)		
日前投票所(次項及び第五項において		項

_		
		十八条の二第一項
	期日前投票所	指定期日前投票所(第四十九条の二第
		四項の規定により読み替えて適用され
		る第四十八条の二第一項に規定する指
		定期日前投票所をいう。以下第四十八
		条までにおいて同じ。)
第四十八条の二第五	期日前投票所	指定期日前投票所
項の表第四十五条第		
一項の項及び第四十		
六条第一項から第三		
項まで及び前条第二		
項の項		
第五十五条中「次条」	を「以下この条及び次条」に改め、	同条に次のただし書を加える。

当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で

政令で定めるときは 選挙人名簿又はその抄本を、 当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によ

り が磁気デ ィスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは在外選挙人名簿又はその 抄 本を、 そ

れぞれ、送致することを要しない。

第五十七 条第 一項中 「により」の下に  $\overline{\phantom{a}}$ 投票所において、 \_\_ を加え、 「とき又は」を 「とき、 又は

に改め、 同項ただし書中「ただし、 その期日は」を 「この場合において」に、 「において、」を 「は、 直

ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を」に改める。

第五十八条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン カン わ らず、 選 学 人の 同 伴す る子供 (幼児、 児童、 生徒その他 の年 齢満 + 人 年未満 0 者

を いう。 以下この 項に お *(* ) て 同 ľ は、 投票所に入ることができる。 ただし、 投票管 理者 が 選 挙 人

 $\mathcal{O}$ 同 任する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、 けん騒その他これらに類する状況 から、 投票所

 $\mathcal{O}$ 秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、 その旨を選挙人に告知したときは、 この限

りでない。

3 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者と

して投票管理者が認めた者についても、前項本文と同様とする。

第七十三条中 「第五 十七条第一項本文」 を 「第五 十七条第 項前段」 に、  $\overline{\phantom{a}}$ 準用する」 を 「準用、 する

」に改める。

第七 + 匹 条中 「第五 十八条本文」 を 「第五十八条第一項」 に改 め る。

第八十四条中 「第五十七条第一項本文」 を 「第五十七条第一 項前段」に、 「に、」を「について」に、

同項本文」を「同項前段」に改める。

第八十五条中 「第五 十八条本文」 を 「第五十八条第 一項」 に改め る。

第二百二十八条第 項 中 「投票所 0 下に 「共通 没票所 及び」 を加え、 「以下この章」 を 「次条及び

第二百三十二条」に、 「禁錮」 を 「禁錮」 に 改 め、 同条第二 項中 「開き」 を 「開き、 に、 「禁錮<sup>ニ</sup> を

禁錮」に改める。

第二百六十三条第三号中 期 日前投票所」 を 「共通投票所、 期 日前投票所」 に改める。

第二百六十九条中 「資格を」 を削り、 記 録されてい · る者」 の 下 に (前条第二 項に規定する者にあつ

ては、 当該市の区域内から住所を移す直前に当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台

帳 に記 録されていた者) \_ を加える。

第二百七十条の二第 項中 「する行為」を 「行う行為」に、 「するもの」 を 「行うもの」 に改め、 午

て午前六時三十分から 前八時三十分」  $\mathcal{O}$ 下に 午前八時三十分までの (当 該 行為を行 おうとする地 間でこれと異なる時  $\mathcal{O}$ 市 町 村  $\mathcal{O}$ 選挙管 刻を定め 理 てい 一委員 会が る場 一合に 地 域 には、  $\mathcal{O}$ 実情等を考 該  $\Diamond$ 慮 L

当

定

5

れ

てい る時刻)」 を加え、 「午後八時まで」を 「午後十時まで」に、 「にあつては」を「には」 に、 「する

こと」を「行うこと」 に改め、 同条第二項中 「する行為」を「行う行為」に、 「しなければ」 を 行行 わな

け ń ば に改め る。

附 則

施 行 期 月)

第 条 ک の法 は律は、 公布の日から施行する。 ただし、 第二条及び第三条の規定並びに次条第三項 から第五

項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、 公職選挙法等の一部を改正する法律 (平成

二十七年法律第四十三号) の施 行の 日 か ら施行する。

## (適用区分等)

第二 条 第 条  $\mathcal{O}$ 規 定に による改一 正 後  $\mathcal{O}$ 玉 会議 員  $\mathcal{O}$ 選挙等  $\mathcal{O}$ 執 行 経 費 0 基準 に 関する法律 以 下こ 0) 項 及 び次

項 1 お 1 7 新 基 潍 法 という。  $\mathcal{O}$ 規 定 (新 基 準 法 第十三条  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 規定を除く。 及 び 次 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ

す る る法 改 正 律 後  $\mathcal{O}$ 昭 地 和 方 <u>二</u> 十 自 治 五. 法 年 昭 法 律 和 二 十 二 第 百 七 + 年 法 九 号) 律 第六  $\mathcal{O}$ + 項 七  $\mathcal{O}$ 号) 規 定 は 別 表 ک 第  $\mathcal{O}$ 玉 法 会 律 議  $\mathcal{O}$ 員 施 行  $\mathcal{O}$ 選挙  $\mathcal{O}$ 日 等 (以下こ  $\mathcal{O}$ 執 行  $\mathcal{O}$ 経 項 費 及  $\mathcal{O}$ び 基 次 潍 項 に 12 関

お 1 7 施 行 日」という。 以 後そ  $\mathcal{O}$ 期 日 を公示され 、又は告 示 され る国 会 議 員  $\mathcal{O}$ 選 之 挙、 最 高 裁 判 所 裁 判 官

玉 民 審 査 又は 日 本 玉 憲 法 第 九 + 五 条  $\mathcal{O}$ 規定による投票につ *\* \ 7 適 用 Ļ 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 ま で に そ  $\mathcal{O}$ 期 日 を 公

示され 又 は 告示され た 玉 会 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙、 最 高 裁 判 所 裁 判 官 玉 民 審 査 又 は 日 本 玉 憲 法 第 九 +五 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

る投票については、なお従前の例による。

2 新 基 潍 法 第 十三 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 公 職 選 挙 法 第三十 条 の 三 第 項 に 規 定 す る 申 請  $\mathcal{O}$ 時  $\mathcal{O}$ 属 す る 日 ( 以 下

 $\mathcal{O}$ 項 に お 7 て 申 請  $\mathcal{O}$ 日 という。 が 施 行 日 以 後 であ る 在 外 選 挙 人 名 簿  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 に 0 1 7 適 用 L

` 申 請  $\mathcal{O}$ 日 が 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 以 前 であ る在 外 選 学 人 名 簿  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 に つ 7 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

第 条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 玉 [会議 員  $\mathcal{O}$ 選 学等  $\mathcal{O}$ 執 行 経 費  $\mathcal{O}$ 基 準 に 関する法律  $\mathcal{O}$ 規定、 第三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に

3

則 附 表 法 ょ 第二十 第六 第 る改正後の 則 第 条 玉 五  $\mathcal{O}$ 会 条第 条 議 規  $\mathcal{O}$ 公職 定 規 員 定 項 12  $\mathcal{O}$ 選挙 及び ょ に 選 挙 る ょ 等 第二百 法 改 る 改  $\mathcal{O}$ 正 (以下この項及び次項にお 執 後 正 後 行 六  $\mathcal{O}$ + 地 経  $\mathcal{O}$ 費 九 方 漁 条 公 業  $\mathcal{O}$ 共 基 法  $\mathcal{O}$ 寸 準 規 昭 体 12 定を除く。 . 関 和  $\mathcal{O}$ する法 議 <del>-</del>+ 会 (1 兀  $\mathcal{O}$ 律 年 て 議 員 法 新 昭昭 附 及 律 第二 び 和 則 公職選挙法」 <u>-</u> 第 長 匹 百  $\mathcal{O}$ 六 選 五. 条 挙 + 年  $\mathcal{O}$ 法 七 規 に という。 律第 号) 定による 係 る 電 第 百 磁 九 七 改 的 + 十 匝 九  $\mathcal{O}$ 正 記 号) 規 録 条 後 定 式  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 投  $\mathcal{O}$ 規 地 新 方 票 定 項 公職 自 機 並  $\mathcal{O}$ 規 治 を U 用 選 に 定 法 挙 別 1 附

め 7 てそ 行う投票方法 前 条ただし  $\mathcal{O}$ 期 日 書に規定す を公示され 等  $\mathcal{O}$ 特 例 うる規・ る衆 に 関 議 定 す る法 院  $\mathcal{O}$ 施 議 律 員 行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 伞 総 日 成 選 以 八十三年 挙 下この  $\mathcal{O}$ 期 法 日 条に 律第  $\mathcal{O}$ 公 百 示 お 兀  $\mathcal{O}$ 1 + 日 7 七 又  $\overline{\phantom{a}}$ 号) は 部 \_\_\_ 第三 部 施 行 施 一条第 日 行 日 とい  $\mathcal{O}$ 翌 日 項 う。 及び 以 後 第 初  $\mathcal{O}$ 八 꿒 条 8 7 日  $\mathcal{O}$ そ 以 規 後  $\mathcal{O}$ 定 期 初 は

お 日 を公 1 7 示 され 公示 日 る 参 とい 議 院 う。 議 員  $\mathcal{O}$ 以 涌 常 後 そ 選 挙  $\mathcal{O}$ 期  $\mathcal{O}$ 期 日 を 日 公示  $\mathcal{O}$ 公 さ 示 れ  $\mathcal{O}$ 又 日 は  $\mathcal{O}$ 告 う 5 示 1 ず れ れ 選 か 早 挙 1 最 日 高 以 裁 下こ 判 所 裁  $\mathcal{O}$ 項 判 及 官 玉 75 第 民 五. 審 項 査 12 又

3

る

は 日 本 玉 憲 法 第 九 + 五. 条の 規 定 に よる投票に つい 7 適 用 公示 日  $\mathcal{O}$ 前 日 ま で に そ  $\mathcal{O}$ 期 日 を 公 示 され 又 は

告示され た選 ) 挙、 最 高 裁 判 所 裁 郑官国! 民 審査又は 日 本 国 憲法第九 十五 条  $\mathcal{O}$ 規定による投票につい ては、 な

お 従前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定は、 公職選挙法第二十二条の規定による選挙人

4

名 簿  $\mathcal{O}$ 登 録 で当該登録 12 · 係 る基 準 日 (選挙 人名簿に 登録され る資格 の決定の 基準となる日 をいう。 以

 $\mathcal{O}$ 項 E お 1 7 同 ľ が 部 施 行 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 以 後 初 8 てその 期 日 を公示され る衆 議 院 議 員  $\mathcal{O}$ 総 選 挙 又 は 部

施 行 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 以 後 初 8 7 そ  $\mathcal{O}$ 期 日 を 公示 さ れ る参 議 院 議 員  $\mathcal{O}$ 通 常 選 挙  $\mathcal{O}$ うち Ź  $\mathcal{O}$ 期 日  $\mathcal{O}$ 公 示  $\mathcal{O}$ 日 が 早 1 ŧ

 $\mathcal{O}$ 12 お け る同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる選挙 人 名 簿  $\mathcal{O}$ 登 録 (以下この 項に お 1 7 次 口  $\mathcal{O}$ 玉 政 選 挙 に お け る 登

録」 という。) に係る基準 日 以後であるものについ て適用 Ļ 同 条  $\mathcal{O}$ 規定に による選 挙 人名簿  $\mathcal{O}$ 登 録 で当該

登 録 に係る基 準 日 が 次回  $\mathcal{O}$ 玉 政 選挙における登録 に係る基準 日 「前であ るものについ ては、 なお 従前  $\mathcal{O}$ 例 に

よる。

5

部 施 行 日 か ら起 算 L て三月を経過する日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お け る 公示 日 以 後その 期 日 を告示され る選挙 12 係

る 公 一職 選 挙 法 第 九 条第 六 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 て は 同 項中  $\overline{\mathcal{O}}$ 者」 とあるの は、 以上 満 <u>一</u> 十 牟 以 下  $\mathcal{O}$ 

者」とする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別 表第 一国会議員 の選挙等 の執行経費の基準に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十九号) の項中

第四条の二第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第四 条 地 方 自 治 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を次  $\mathcal{O}$ ように 改 正 する。

第 七 + 兀 条第 五. 項 中  $\neg$ (同 法 第二十七 条第一 項  $\mathcal{O}$ 規 定に、 ょ り 選 学 人名 海に 同 項  $\mathcal{O}$ 表示が ざれ 7 VÌ る者

都 道 府 県 12 係 る請 求に あ つて は 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域 内 か 5 引 ;き続き[ 同 都道 府県  $\mathcal{O}$ 区 域 内  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 市 町 村  $\mathcal{O}$ 

区 域 角 に 住 所を移し、 か つ、 当該 他  $\mathcal{O}$ 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域内 に 住所を有して 1 るものを除く。) を除く。 を

削 り、 同 条第六項第一 号 中 「第二十七 条第 項」 0) 下に 「又は第二項」 を加え、 同 項」 を 「これ 5 0) 項

に 改 め、 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域 内に 住 所を有り しなくなった旨  $\mathcal{O}$ 表示をされている者のうち」 を削 り、 t

 $\bigcirc$ を 「者 同 法 第 + 条 第 項若 しくは 第二百 五. 十二条又 は 政 治 資 金 規 正 法 (昭 和 二十三年 法 律 第 百 九

+ -四号) 第二十 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 選挙 権 を有 L なくな 0 た旨  $\mathcal{O}$ 表 示 をされ って 1 る者を除く。 に 改  $\Diamond$ á.

第百二十七 条第一項中  $\neg$ (昭 和二十三年法律第 百 九十四号) \_ を削 る。

別 第 玉 「会議 員 0 選 学等 の執 行経費の基準 に関す る法 律 (昭 和二十五年法律第百七十九号) の項中

まで」の下に「、第四条の三第四項から第六項まで」を加える。

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十

・四条の

表第三十四条第四

項第六号

 $\mathcal{O}$ 

項の次に次のように加える。

		_
	第四十五条第一項、第四十六条第	等 <u>ローユン</u> 等 ー 質
等国一一是 ) 一等工事	一項から第三項まで	第四十丑多第一项
复四十一多0二复丑巧	スドラコーノスラニョ	、第四十八条第二項及び漁業法
	及て第四十八条第二項	第九十条第三項
第四十一条の二第六項(同条		
第七項の規定により読み替え	前二条	前条
て適用する場合を含む。)		

第九 十四条の表第四十八条の二第二項 の項中 「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に

改め、 同 表第四十八条の二第三項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中 「第四十八条の二第三項」 を「第四十八条の二 第六項」 に改 んめる。

地方公共団 体  $\mathcal{O}$ 議会  $\mathcal{O}$ 議員及び 長の選挙に係 る電 磁的記 録式投票機を用いて行う投票方法等  $\dot{O}$ 特 例 に

関

## する法律の一部改正)

第六条 地方公共団体の 議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例

に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一 項中 「投票所  $\mathcal{O}$ 下に 「共通投票所及び」 を加え、 「この条にお いて を削

る。

第八条中 に お いては」を「には」 に改め、 「に読み替えるもの」 を削り、 同条の表第四十八条の二第

二項の表の項を次のように改める。

<b>!</b>	投票	箱   票
	を投票できる状態にしなければ開き、又は当該電磁的記録式投票機	箱   票 `

合

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第七条

市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

合併

 $\mathcal{O}$ 

特

例に関する法律

第四 条 第 項 中 (同法第二十七条第二 項の規定により選挙 人名簿 に 同 項  $\mathcal{O}$ 表示 がされ てい る者を除

(平成十六年法律第五十九号)

の 一

部を次のように改正する。

。)」を削る。

第五条第三十項中「署名について」の下に「、それぞれ」を加え、 「「表示をされている」を「「され

ている」に改め、 「当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち」 を削

「ものを」を 者 (同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規 正法 昭昭 和二十三年法

律第百-九十四号) 第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。 を

に改める。

公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正

第八条 公職選挙法等の 部を改正する法律 (平成二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

附則第二条第二項中 「及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律 (附則第四条及び第

六条にお \ \ 7 「新農業委員会等に関する法律」 という。  $\mathcal{O}$ 規定」 を削 る。

附則第 匹 条中 新 漁 業法  $\mathcal{O}$ 規定及び新 農業委員会等に関 する法 律 を 「 及 び 新 漁業法」 に 改 らめる。

附 則 第 五 条 第 項 中 及 び 農 成業委員. 会等 に . 関 す る法 律 を 「 第 九 十四四 条」 に、 同 項 に 規 定す る罪、 同

法 を 同 項 (漁 業法 第 九 + 兀 条に お *\*\ て 読 み替えて 準 一用す る場合を含む。 こに 規定す る罪、 公 職 選 挙 法

に改め、 「若しくは農業委員会の委員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 選挙の当選人」 及 び 「若しくは農業委員会等に関 す 、る法律質 第十

条」 を削 り、 同 条第四 項中 (農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。 \_ を削 る。

附則 第六条中 新 漁 業法  $\mathcal{O}$ 規定及び 新農業委員会等に関 する 法律」 を 及び 新 漁業法」 に 改 らめる。

## (検討)

第 九 条 期 日 前 投 票所  $\mathcal{O}$ 開 閉 時 間 に 0 1 て は、 こ の 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 後 に お け る 期 日 前 投票  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況 2等を勘っ 案 L

7 検 討 が 加えら れ そ  $\mathcal{O}$ 結果に基づいて、 期日前5 投票所を開く時 '刻の繰 上 げその他 <u>, 一</u> 必要な措置 が 講 ぜら

れるものとする。

## 理由

最近における物. 価 の変動、 選挙等の執行状況等を考慮し、 国会議員の選挙等の執行について国が負担する

経費で地方公共団体に交付するも O0 基準を改定するとともに、 選挙人の投票しやすい 環境を整えるため、

共通! 投票所 における投票及び 期 日 前 投 票 の投票時 間 の弾: 力的 な設定を可 能とし、 投票所に入ることができる

選挙 人の同 伴す うる子供  $\mathcal{O}$ 範囲を拡 大す へる等の 措置を講ず る必要がある。 これが、 この 法律案を提出する理由

である。